鳥取県公報

令和８年 11 月 24 日（火）
第９８４２号

毎週火・金曜日発行

目　　次

◇ 告　示　公共測量の実施（２件）（715・716）（県土総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
　　指定障害児通所支援事業者の指定（717）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・・・・2
◇ 公　告　農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（経営支援課）・・・・・・・・・・・・・2

告　　示

鳥取県告示第715号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第３項の規定により告示する。

令和８年11月24日

鳥取県知事　平　　井　　伸　　治

１　作業種類　公共測量（応用測量）
２　作業期間　令和８年11月２日から令和９年３月19日まで
３　作業地域　米子市福万及び石州府

鳥取県告示第716号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定に基づき、米子市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第３項の規定により告示する。

令和８年11月24日

鳥取県知事　平　　井　　伸　　治

１　作業種類　公共測量（応用測量）
２　作業期間　令和８年11月16日から令和９年２月26日まで
３　作業地域　米子市彦名町

鳥取県告示第717号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の５の３第１項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の５の25の規定により次のとおり告示する。

令和８年11月24日

鳥取県西部総合事務所長　荒　　田　　す み 子

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	指定年月日
社会福祉法人ぱれっと	米子市安倍492－２	放課後等デイサービスフリージアミント	米子市西倉吉町88－２	放課後等デイサービス	令和８年11月16日
社会福祉法人博愛会	米子市一部555	すまいるステーションときぞう２組	米子市蚊屋字西出口道ノ上通91－６	〃	〃

公　　告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第１項の規定により、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第２項において読み替えて準用する同法第38条第１項の規定により公告する。

令和８年11月24日

鳥取県知事　平　　井　　伸　　治

１　申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

農地の所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
米子市八幡字中三沢575－５	田	708

米子市大崎字富益境次郎右衛門堀2448	畑	1,127
日野郡日南町中石見字カイノヒラ1060－１	田	902
日野郡日南町中石見字カイノヒラ1060－２		859
日野郡日南町中石見字カイノヒラ1060－３		772
日野郡日南町中石見字カイノヒラ1060－４		7.98
日野郡日南町中石見字カイノヒラ1060－６		38
日野郡日南町中石見字カイノヒラ1064－１		252
日野郡日南町中石見字カイノヒラ1064－２		175
日野郡日南町中石見字カイノヒラ1065－１	畑	183
日野郡日南町中石見字清水田1768	田	1,389
日野郡日南町中石見字清水田1769	原野	244
日野郡日南町中石見字清水田1770	田	1,713
日野郡日南町中石見字仲山田1891		1,405
日野郡日南町中石見字奥山田1898		1,104
日野郡日南町中石見字奥山田1905		463
日野郡日南町中石見字仲山田1890	原野	185
日野郡日南町中石見字仲山田1906		145
日野郡日南町福寿実字垰田口214－１	田	96
日野郡日南町福寿実字矢入前田1708	原野	127
日野郡日南町福寿実字矢入前田1709	田	1,083
日野郡日南町福寿実字矢入前田1710	原野	77
日野郡日南町福寿実字矢入前田1711	田	1,866
日野郡日南町福寿実字矢入前田1712	原野	50
日野郡日南町福寿実字矢入前田1716	田	2,258
日野郡日南町福寿実字矢入前田1717	原野	101
日野郡日南町福寿実字垰田口1719	田	1,275
日野郡日南町福寿実字垰田口1720	原野	85
日野郡日南町福寿実字垰田口1721	田	1,161
日野郡日南町福寿実字垰田口1722	原野	38
日野郡日南町福寿実字垰田尻1750		34
日野郡日南町福寿実字垰田尻1751	田	1,129
日野郡日南町福寿実字垰田尻1752	原野	102
日野郡日南町福寿実字垰田尻1753	田	891

２　申請に係る農地の利用の現況

農地の所有者が死亡しており、当該農地について耕作の事業に従事する者が不在となっている。

３　申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

４　農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第８条第２項第１号に規定する基準に適合すると認められる理由

当該農地は、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構が農地中間管理事業規程で定める地域計画の区域内の農用地に当たるため。

５　希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

農地の区分	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）	補償金の支払の方法
米子市八幡字中三沢575－５	令和９年	10年	12,750	利用権の始期までに

	３月１日			鳥取地方法務局米子支局に供託する。
米子市大崎字富益境次郎右衛門堀2448			0	該当なし
日野郡日南町中石見字カイノヒラ1060－１		５年	4,510	利用権の始期までに鳥取地方法務局米子支局に供託する。
日野郡日南町中石見字カイノヒラ1060－２			4,295	
日野郡日南町中石見字カイノヒラ1060－３			3,860	
日野郡日南町中石見字カイノヒラ1060－４			40	
日野郡日南町中石見字カイノヒラ1060－６			190	
日野郡日南町中石見字カイノヒラ1064－１			1,260	
日野郡日南町中石見字カイノヒラ1064－２			875	
日野郡日南町中石見字カイノヒラ1065－１			915	
日野郡日南町中石見字清水田1768			6,945	
日野郡日南町中石見字清水田1769			1,220	
日野郡日南町中石見字清水田1770			8,565	
日野郡日南町中石見字仲山田1891			7,025	
日野郡日南町中石見字奥山田1898			5,520	
日野郡日南町中石見字奥山田1905			2,315	
日野郡日南町中石見字仲山田1890			925	
日野郡日南町中石見字仲山田1906			725	
日野郡日南町福寿実字垰田口214－１			960	
日野郡日南町福寿実字矢入前田1708			635	
日野郡日南町福寿実字矢入前田1709			5,415	
日野郡日南町福寿実字矢入前田1710			385	
日野郡日南町福寿実字矢入前田1711			9,330	
日野郡日南町福寿実字矢入前田1712			250	
日野郡日南町福寿実字矢入前田1716			11,290	
日野郡日南町福寿実字矢入前田1717			505	
日野郡日南町福寿実字垰田口1719			6,375	
日野郡日南町福寿実字垰田口1720			425	
日野郡日南町福寿実字垰田口1721			5,805	
日野郡日南町福寿実字垰田口1722			190	
日野郡日南町福寿実字垰田尻1750			170	
日野郡日南町福寿実字垰田尻1751			5,645	
日野郡日南町福寿実字垰田尻1752			510	
日野郡日南町福寿実字垰田尻1753			4,455	

６　意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

（１）　提出期限

令和８年12月８日

（２）　提出先

鳥取県農林水産部農業振興局経営支援課（鳥取市東町一丁目220）

（３）　記載事項

ア　意見書の提出者の氏名及び住所

イ　意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

ウ　意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

エ　意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ　意見の趣旨及びその理由

カ　その他参考となるべき事項